

別添資料

事業者の皆さまへ


令和9年1月から

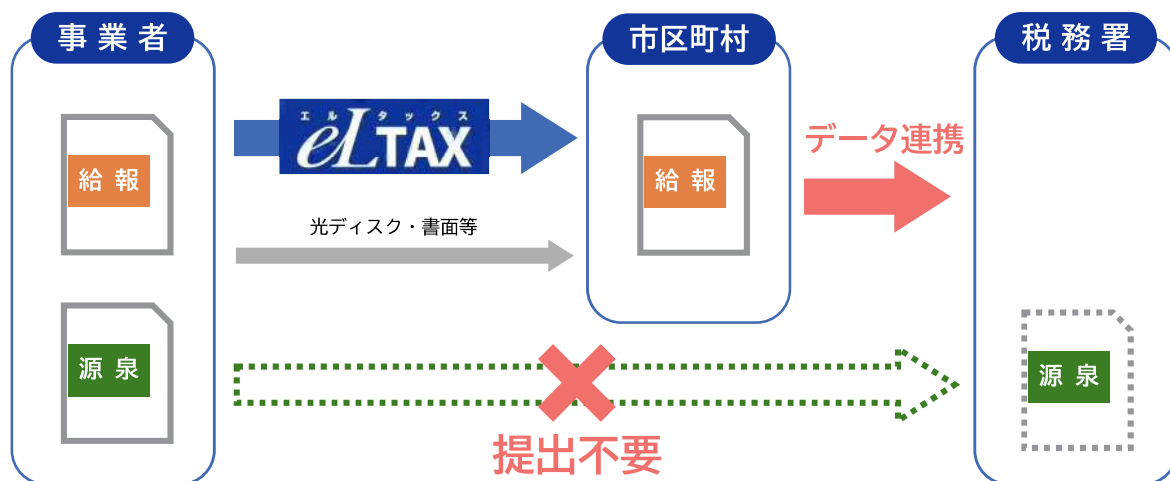
源泉徴収票の提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、**事業者の提出事務の負担軽減を目的**として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、**税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ**、それに伴い、**提出範囲が給与支払報告書と同じ**になります。

つまり・・・

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、
 **源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！**



給与支払報告書の提出は **eLTAX** で、業務負担を大幅軽減！



提出先が多すぎて、手間もコストもかかって大変です・・・！



どうしてもっと効率的に提出できますか・・・？

eLTAX

を使えば、**各市区町村へ自動振り分け提出！！**



すでに
約 **70%** が
eLTAX を
利用して提出！！



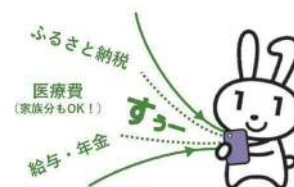
まだまだあります！ eLTAX で提出するメリット！

✓ **個人住民税特別徴収税額通知** (納税義務者用) を電子データで受けとれます！
従業員への**配付・郵送コストを削減**することができ、**業務のペーパーレス化**につながります。

✓ **従業員の確定申告がさらに便利に！**

令和9年1月以降、給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
マイナポータル連携により**給与所得の情報が自動で入力**されるため
入力ミスの心配もなく、**簡単・便利に確定申告書が作成**できます。



令和8年9月24日以降 **eLTAX** が便利になります

- ✓ **サービス提供時間の拡大** 24時間365日電子申告・電子納付等ができます！ ※ ※メンテナンス時間を除く
- ✓ **GビズIDログイン機能の実装** eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、以後はGビズIDでログインできます！

Q & A

Q この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。

A ※ 法令上、年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票は退職の日以後1か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取扱いにより翌年1月末までにそのほかの源泉徴収票とまとめて提出してよいことになっています。したがって、令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても令和9年1月1日以後にそのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、「令和9年1月1日以後に提出すべき」として、この改正が適用されます。

Q 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。

※ ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q 従業員が給与情報のマイナポータル連携を利用できるようにしたいです。これまでの、e-Taxで「給与所得の源泉徴収票」を提出していましたが、今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出することにしても問題ありませんか？

A **eLTAX** で提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、問題ありません。光ディスクや書面等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。

(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)

※ 給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考リンク

制度改正の内容について



(国税庁ホームページ)

eLTAXの利用方法について



(eLTAXホームページ)

給与情報のマイナポータル連携



(国税庁ホームページ)



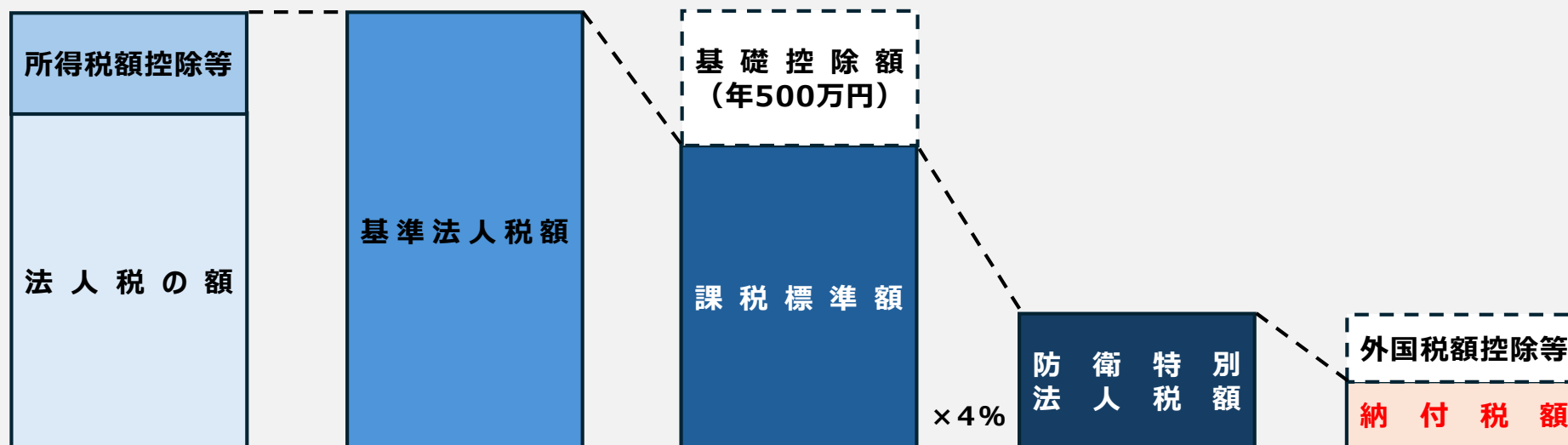
防衛特別法人税に係る納付方法等について

国税庁 管理運営課
令和 8 年 4 月

1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

- 令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）（令7改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。
- これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度から、法人税・地方法人税に加えて防衛特別法人税の申告・納付が必要となります。
- 新たな税目追加に伴う申告・納付に係る各種システム開発が必要であるところ、防衛特別法人税に係るシステム修正は、令和9年5月を予定しています。
- そのため、システム修正までの間、防衛特別法人税における電子納税等については、次頁以降の暫定的な納付方法でご対応いただきますようお願いいたします。
- なお、暫定的な納付方法は、令和8年4月1日以後開始事業年度の法人のうち、令和9年5月のシステム修正までの間に納付を行う法人（例えば、新たに設立された法人、決算期変更を行った法人など）が対象となります。

《防衛特別法人税（イメージ）》



1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

1. キャッシュレス納付（e-Taxからの納付）

- 令和9年5月までは、e-Taxで申告書を送信後にメッセージボックスに防衛特別法人税に係る「納付区分番号通知」が格納されないことから、「納付情報登録依頼」から以下の内容を入力いただき、「納付区分番号通知」を作成の上、納付をお願いします。
 - 税 目：法人税（グループ通算法人の場合：法人税（通算））
 - 申告区分：その他
 - 本 税：防衛特別法人税の額
- なお、e-Tax（Web版）では、e-Taxで申告書を送信後にメッセージボックスに格納される「受信通知」から簡易に防衛特別法人税の「納付情報登録依頼」が作成される機能を提供します。

【受信通知からの納付情報登録依頼の実施（イメージ）】

【受信通知画面】

【納付情報登録依頼画面】

③ メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から、各種納付手段を選択し、納付を行います。

- ① 防衛特別法人税の申告書(税額有)を送信した際に届く「受信通知」の備考欄下部に、防衛特別法人税の説明が記載されていますので、その文面の「こちら●」をクリックします。
- ② 「税目」、「課税期間」、「申告区分」及び「本税」情報を引き継いだ状態で、「納付情報登録依頼」画面が表示されますので、内容を確認した上で、「送信」ボタンをクリックします。
- ③ メッセージボックスに防衛特別法人税の「納付区分番号通知」が格納されますので、納付手段(※)選択し、納付を行います。
(※) 「ダイレクト納付」、「インターネットバンキング」、「クレジットカード納付」、「スマホアプリ納付」が選択可能です。

1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

2 キャッシュレス納付（e-Taxを経由しない納付）

➤ 令和9年5月までは、インターネットバンキング（入力方式）やクレジットカード納付（国税庁ホームページから納付）を利用して納付行う場合は、以下の内容を入力いただき、納付願います。

① インターネットバンキング（入力方式）

インターネットバンキング（入力方式）で納付する場合、次の「税目番号」、「申告区分コード」を使用し「納付区分（納付目的コード）」を作成してください。

・ 税目番号：「030」

・ 申告区分コード：9（その他）

※ 「収納機関番号（00200）」、「納付番号（利用者識別番号）」、「確認番号（納税用確認番号）」は従来どおりの内容を入力してください。

《記載例》 事業年度（令和8年4月1日から令和8年12月31日）確定申告分の納付区分（納付目的コード）

税目番号
「030」

+

申告区分コード
「9」

+

元号コード
「5」

+

課税期間
「080401」

=

「03095080401」

② クレジットカード納付（国税庁ホームページから納付）

・ 税目：法人税（グループ通算法人の場合：法人税（グループ通算・連結））

・ 申告区分：その他

《記載（イメージ）》

納付内容	
「源泉所得税及復興特別所得税」について、税務署からの納税の告知を受けていない方(納税告知書が届いていない方)は、こちらから手続きを行うことはできません。詳しくは源泉所得税(徴収高計算書)についてよくある質問をご確認ください。	
納付税目	必須 法人税
課税期間（自）	必須 令和 8 年 4 月 1 日
課税期間（至）	必須 令和 8 年 12 月 31 日
申告区分	必須 その他
本税	<input type="text"/> 円

1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

3 グループ通算法人に係る一括ダイレクト機能（一括納付情報登録依頼）から納付する方法

- ▶ 令和9年5月までは、e-Tax(Web版)の一括ダイレクト機能を使用して、グループ通算法人に係る防衛特別法人税の納付を行う場合は、以下の手順で納付願います。

(手順)

- ① e-Tax(WEB版)の「一括納付情報登録」メニューを起動します。
- ② 通算グループ整理番号、事業年度(自)、(至)を入力の上、申告区分は「その他」を選択し、「抽出実行」ボタンをクリックします。
- ③ 「法人税(通算)」欄に防衛特別法人税額を、「地方法人税(通算)」欄に「0」を入力し、「一括納付情報登録」ボタンをクリックします。
- ④ その後、「申告・申請・納税」メニューの「グループ通算 一括納付情報照会・納付」から納付手続きをお願いします。

【一括納付情報登録依頼(イメージ)】

① 申告区分に「その他」を選択します。

(参考)CSVファイルをアップロードする場合
○ 入力の場合と同様に、以下の情報のCSVを作成し、アップロードします。

- ・ 申告区分 : 「9 (その他)」
- ・ 「納付金額 (法人税 (通算))」 : 防衛特別法人税額
- ・ 「納付金額 (地方法人税 (通算))」 : 0

② 法人税(通算)欄に防衛特別法人税額を入力し、地方法人税(通算)欄には「0」を入力します。

③ 「申告・申請・納税」メニューから、納付手続きを行います。

1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

4 納付書で納付する方法

▶ 令和9年5月までは、納付書で防衛特別法人税を納付する場合、以下のとおり記載の上、納付願います。

- ① 税目番号 … 「030」を記載（グループ通算法人の場合は「032」を記載）
- ② 税目 … 「防衛特別法人税」を記載（グループ通算法人の場合も同様）
- ③ 納期等の区分 … 課税事業年度を記載
- ④ 申告区分 … 該当する申告区分に○を記載
- ⑤ 徴定順位 … 「50」を記載

注1 徴定順位は、国税側で法人税と防衛特別法人税を判別するためのものです。記載されなかった場合でも納付は可能ですが、確認のため業務センター・税務署から連絡を差し上げることがあります。

2 税務署で防衛特別法人税に係る納付書を請求した場合は、上記①、②及び⑤を記載した納付書を交付します。

《記載（イメージ）》

The image shows a sample tax payment slip form with the following details:

- 納付書 (Payment Slip):**
 - 納付書番号: 32609
 - 税目番号: 08030 (①)
 - 税目: 防衛特別法人 (②)
 - 納期等の区分: 080401 (③)
 - 申告区分: 05 (④)
 - 徴定順位: 50 (⑤)
 - 税額: ¥1234500
- 領収済通知書 (Receipt Confirmation Notice):**
 - 納税者名: 魏町
 - 納税額: ¥1234500
 - 住所: 東京都千代田区霞が関3-1-1
 - 氏名(法人名): 株式会社 国税庁

2. 猶予の申請方法とダイレクト納付による分割納付の手続について

防衛特別法人税について、納税の猶予、換価の猶予又はダイレクト分納を利用する場合は、税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を、申告区分に「その他」を、それぞれ選択してください。

《画面（イメージ）》

【猶予申請】

納付すべき国税の入力

納税の猶予を申請する国税の情報を入力してください。

税目

税目を選択してください。必須

法人税

税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を選択する。

課税期間・申告区分・納期限

年度、課税期間、申告区分、納期限を選択してください。

■年度

選択（元号） 選択（年）

■課税期間（自）

選択（元号） 選択（年）

■申告区分

その他

■納期限

選択（元号） 選択（年）

選択（月） 選択（日）

申告区分に「その他」を選択する。

【ダイレクト分納】

納付する国税の追加

税目

■税目

法人税

課税期間・申告区分

課税期間、申告区分を選択してください。
※「納期限」は、本日から1か月後の日付までが入力可能です。

■課税期間（自）必須

令和 3年

1月 1日 から

■課税期間（至）必須

令和 3年

12月 31日 まで

■申告区分 必須

その他

■中間区分

選択してください

■中間納付回数

選択してください

■納期限 必須

令和 4年

3月 31日

※自動表示後の納期限が異なる場合は、修正をしてください。特に期限後申告、修正申告の場合は、自動表示後の修正が必要です。

■納付の順位を指定

選択してください

税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を選択する。

申告区分に「その他」を選択する。

3. 納税証明書の交付請求について

- e-Taxによる納税証明書の交付請求については、令和9年5月にシステム修正予定となりますので、それまでの間においては、書面によりお願いします。
- e-Taxによる納税証明書の交付請求に際し、代理人が作成する電子委任状については、令和9年5月に様式が変更される予定です。

つきましては、令和9年5月以降に代理人がe-Taxを利用して納税証明書の交付請求を行う場合は、新様式の電子委任状をご利用くださいますようお願いいたします。

(参考：納税証明書に係る電子委任状作成コーナー)

[https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF WEB OP/WP000/FCSETE010/SETES010SCR.do](https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF_WEB_OP/WP000/FCSETE010/SETES010SCR.do)